

特定非営利活動法 COMEDY BOX (コメディージャーボックス)

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 COMEDY BOX (コメディージャーボックス) という。
ただし、登記上は特定非営利活動法人 COMEDY BOX とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区台場一丁目5番1-501号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 腹話術の笑いには『笑いの免疫力』『共同的な団結力』『生きる元気』を市民に与えることが出来るとともに、演者もその効力を感じることで、双方ともに幸せになる魅力を持ち合わせている。そこで、この法人は、その腹話術を用いて、児童や社会的弱者、および市民を対象に教育活動やセラピー活動を行い社会教育や福祉の推進を図るとともに、地域のコミュニケーションのきっかけ作りなど、地域の活性化を図ることに寄与する。また、演者が対面での公演を披露できる環境や持続的な活動環境を整えること、及び、次世代を担う人材の育成を図ることで文化の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

1. 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
5. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
6. 子どもの健全育成を図る活動
7. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 腹話術のイベントの企画、開催に関する事業
- (2) 地域や学校での腹話術の普及事業
- (3) 腹話術の次世代育成に関する事業
- (4) 腹話術に関する調査・研究事業
- (5) 腹話術に関する啓発、機関紙・広報誌の発行事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

(1) 物品の販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、第~~4~~⁷条の目的および第5条の事業に賛同の上、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上12人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。
- 3 理事のうちから1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに専務理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることが出来ない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は当法人を代表し、日常業務を掌握し、事務局と連携して常務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を

得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第55条 事務局長および職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中西けい子
副理事長	末永健
副理事長	宮田恭子
理事	藤村泰弘
理事	天野玉記
理事	小川勝一
理事	井口健司
.....	
監事	中西義徳
.....	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2025年6月3⁰日~~1~~までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2025年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	20,000 円、	賛助会員	5,000 円
(2) 年会費	正会員	15,000 円、	賛助会員	5,000 円

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人COMEDY BOX（コメディージャーボックス）

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	ナカニシケイコ		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	理事長
		中西けい子			
2	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	スエナガタケシ		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	副理事長
		末永健			
3	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	ミヤタヤスコ		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	副理事長
		宮田恭子			
4	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	フジムラヤスヒロ		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		藤村泰弘			
5	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	アマノタマキ		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		天野玉記			
6	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	オガワショウイチ		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		小川勝一			
7	<input checked="" type="checkbox"/> 理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	イグチケンジ		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		井口健司			
8	理事・ <input checked="" type="checkbox"/> 監事	ナカニシヨシノリ		有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	監事
		中西義徳			
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

2024年度

事業計画書

特定非営利活動法人 COMEDY BOX (コメディボックス)

1 事業実施の方針

腹話術を用いて、児童や社会的弱者、および市民を対象に教育活動やセラピー活動を行い社会教育や福祉の推進を図るとともに、イベントを実施し地域のコミュニケーションのきっかけ作りなどを通して地域の活性化を図る。また、次世代の腹話術師育成のために広報活動に力を入れて活動する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【 500 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
腹話術のイベントの企画、開催に関する事業	腹話術を中心とした演芸イベントの企画・運営	年1回	都内近郊	約15名	芸能関係者、一般市民	50名	150
地域や学校での腹話術の普及事業	・腹話術師を小中学校への派遣し子どもの健全育成を図る。 ・腹話術師を地域のイベントへの派遣し地域のコミュニティ醸成を図る。	年回 2～3	都内近郊	約10名	児童、一般市民	200名	10
腹話術の次世代育成に関する事業	腹話術の基礎となる、「声の出し方」や「人形の操作」などテーマ別の研修を実施し次世代の腹話術師の育成を図る	年回 1～2	都内近郊	約5名	一般市民、芸能関係者	30名	50
腹話術に関する調査・研究事業	腹話術を用いて、高齢者や障がい者の心身に及ぼす影響を、施設等での実践を通して調査研究しレポートを報告する。	年回 2～3	都内近郊	約5名	病院、高齢者施設入居者	50名	10
腹話術に関する啓発、機関紙・広報誌の発行事業	・会員向け広報誌の作成。 ・動画を用いたHPの作成	年1回	都内近郊	約5名	一般市民	100名	280

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品の販売事業	・腹話術に関する用具類の販売（演技台や、二本棒など）	予定なし	予定なし	予定なし	予定なし

2025年度

事業計画書

特定非営利活動法人 COMEDY BOX (コメディボックス)

1 事業実施の方針

腹話術を用いて、児童や社会的弱者、および市民を対象に教育活動やセラピー活動を行い社会教育や福祉の推進を図るとともに、イベントを実施し地域のコミュニケーションのきっかけ作りなどを通して地域の活性化を図る。また、次世代の腹話術師育成のために広報活動に力を入れて活動する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 700 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
腹話術のイベントの企画、開催に関する事業	腹話術を中心とした演芸イベントの企画・運営	年2回	都内近郊	約15名	芸能関係者、一般市民	100名	350
地域や学校での腹話術の普及事業	・腹話術師を小中学校への派遣し子どもの健全育成を図る。 ・腹話術師を地域のイベントへの派遣し地域のコミュニティ醸成を図る。	年回 2～3	都内近郊	約10名	児童、一般市民	200名	10
腹話術の次世代育成に関する事業	腹話術の基礎となる、「声の出し方」や「人形の操作」などテーマ別の研修を実施し次世代の腹話術師の育成を図る	年回 1～2	都内近郊	約5名	一般市民、芸能関係者	30名	50
腹話術に関する調査・研究事業	腹話術を用いて、高齢者や障害がいの者に及ぼす影響を、施設等での実体験を通して調査研究しパペットセラピー学会等で報告する。	年回 2～3	都内近郊	約5名	病院、高齢者施設入居者	50名	10
腹話術に関する啓発、機関紙・広報誌の発行事業	・会員向け広報誌の作成。 ・動画を用いたHPの作成	年1回	都内近郊	約5名	一般市民	100名	280

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 20 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品の販売事業	・腹話術に関する用具類の販売（演技台や、二本棒など）	通年	都内近郊	約3名	20

設立・定款変更用

2024年度 活動予算書 (その他事業がある場合)

特定非営利活動法人COMEDY BOX (コメディボックス)

(単位: 円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		210,000		0	210,000
正会員受取会費	200,000				
賛助会員受取会費	10,000				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金					
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		100,000		0	100,000
受取補助金	100,000				
4 事業収益		260,000		0	260,000
腹話術のイベントの企画、開催に関する事業	220,000				
地域や学校での腹話術の普及事業	20,000				
腹話術の次世代育成に関する事業	0				
腹話術に関する調査・研究事業	20,000				
腹話術に関する啓発、機関紙・広報誌の発行事業	0				
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
経常収益計		570,000		0	570,000
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当					
役員報酬					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		500,000		0	500,000
会議費					
旅費交通費	40,000				
施設等評価費用					
減価償却費					
広告宣伝費	310,000				
交際費	100,000				
外注費	50,000				
事業費計		500,000		0	500,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬					
給料手当					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		0		0	0
消耗品費					
水道光熱費					
通信運搬費					
地代家賃					
旅費交通費					
減価償却費					
管理費計		0		0	0
経常費用計		500,000		0	500,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】 ……①		70,000		0	70,000
【C】 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 ……②		0		0	0
経理区分振替額 ……③					
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ ……④		70,000		0	70,000
法人税、住民税及び事業税 ……⑤					70,000
前期繰越正味財産額 ……⑥					
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					0

2025年度 活動予算書(その他事業がある場合)

特定非営利活動法人COMEDY BOX(コメディボックス)

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費		210,000		0	210,000
正会員受取会費	200,000				
賛助会員受取会費	10,000				
2 受取寄附金		50,000		0	50,000
受取寄附金	50,000				
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		100,000		0	100,000
受取補助金	100,000				
4 事業収益		400,000		30,000	430,000
腹話術のイベントの企画、開催に関する事業	300,000				
地域や学校での腹話術の普及事業	80,000				
腹話術の次世代育成に関する事業	0				
腹話術に関する調査・研究事業	20,000				
腹話術に関する啓発、機関紙・広報誌の発行事業	0				
腹話術に関する用具類の販売			30,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
経常収益計		760,000		30,000	790,000
(B) 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費		0		0	0
給料手当					
役員報酬					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		700,000		20,000	720,000
会議費					
旅費交通費	60,000				
仕入れ			20,000		
減価償却費					
広告宣伝費	340,000				
交際費	200,000				
外注費	100,000				
事業費計		700,000		20,000	720,000
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬					
給料手当					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		0		0	0
消耗品費					
水道光熱費					
通信運搬費					
地代家賃					
旅費交通費					
減価償却費					
管理費計		0		0	0
経常費用計		700,000		20,000	720,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		60,000		10,000	70,000
(C) 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
(D) 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		10,000		-10,000	
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		70,000		0	70,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					0

特定非営利活動法人COMEDY BOX(コメディボックス)設立趣旨書

私(腹話術師スージー)は2001年腹話術を習い始めてからボランティア活動を開始しました。

未就学児から高齢者・ハンディキャップある方々まで劇場に足を運ぶことができない方々を対象に腹話術を披露しました。演じるコンセプトは「みんな平等」。同じ笑いの中で共に感じて欲しいと思って「腹話術の笑い」を提供してきました。その中で「笑いの免疫力」「共同的な団結力」「生きる元気」など沢山のことを提供していることに気が付きました。反対に私自身も観客の笑い・声援・つっこみに元気を頂きました。

このような幸せを沢山のの人に味わって欲しいと思い「COMEDY BOXスージーの楽しい腹話術」という名前でカルチャースクールで生徒に腹話術を教え始めました。現在までに延べ人数にしますと研修合わせて5000人ぐらいは教えています。

腹話術は演芸としては勿論ですが大まかに分類すると、①教育活動 ②セラピー活動 ③啓蒙活動という機能も持ち合わせています。

① 教育活動としては、幼稚園・保育園などでパペットを使用して規則正しい生活を促す。また、防犯・災害指導・安全教室などにも使用されています。

② セラピー活動としては、傾聴(パペットで話を聞く)・スクールカウンセラー・心理療法・自閉症改善療法・摂食障害改善・末期がん緩和ケア等に適しています。

③ 啓蒙活動としては アメリカゴットタレントの優勝者に 腹話術師が今までに3人選ばれています。その中に12歳で優勝した■■■■さんがいます。若い年齢層はYouTubeをよく見えています。この■■■■さんを見て“このような腹話術師になりたい!”と、私の教室に入ってくる子が沢山います。歌って・踊って・何色も声を出すエンターテイメントの世界を目指しています。

アメリカにはベントヘイブンという腹話術の大会があります。その大会の中にジュニアスクールが開催されプロの腹話術師が講義しています。■■■■さんは、このスクールで育っています。また、アメリカのプロ腹話術師はジュニア時代からこのベントヘイブンで教育を受け、オープンマイクに挑戦しています。

次世代を担う子供たちを日本でも育てたいと思っています。担い手が育たない限り啓蒙活動は終わってしまいます。社会還元の循環の「環」が途切れてしまわないように「場」の提供や教育の機会を作りたいです。

現在までの活動をまとめると

① 劇場に足を運べない方々のために出張公演をしています。

② コロナ時代により映像が中心になりつつありますが、腹話術は繊細な芸のため口から出た言葉を「演者」と「パペット」との微妙な息の流れを体感する芸でもあります。なるべくリアルでの公演を中心に据えたいです。

取り組みの課題

◎地域のライブ会場で腹話術・演芸などの公演を開催して地域の方々のココミュニケーションの場所・元気が出る場所を提供し社会貢献したい。元気な高齢者・一人暮らしのハンディキャップの方々、幼児がいる世帯の若い方々などに笑いを提供して元気・健康・生きがいを提供したいです。

◎キッズの育成を本格的にしたい。

◎ズームなどの映像も視野に入れて活動しようと思います。

以上のような事業を細々と個人が行ってまいりましたが もっと広く社会貢献し人々に腹話術の面白さを伝えたいと言う思いと腹話術を通して人材育成をしたい思いが強くなり同志とともにNPO法人設立に至りました。

2023年11月26日

設立代表者

氏名 中西けい子